



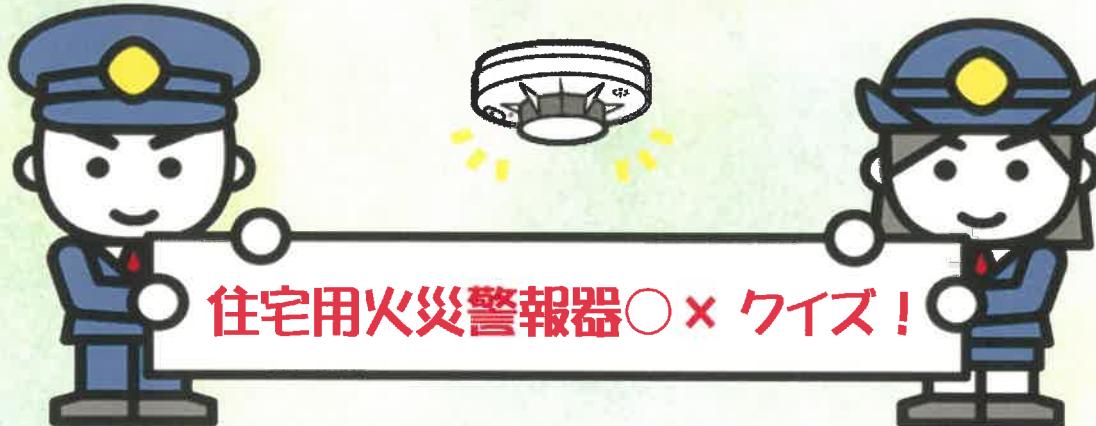
組合消防マスコットマーク
"りゅうじんくん"

広域消防 おおづ

第
112
号

2021.4

構成市町
大洲市
内子町



第1問

住宅用火災警報器の設置は法律で義務づけられている

回答欄



第2問

住宅用火災警報器は台所に設置しなければならない

回答欄



第3問

住宅用火災警報器を設置するには資格が必要である

回答欄



第4問

住宅用火災警報器は約10年で取替えが必要である

回答欄



第5問

大洲市・内子町の住宅用火災警報器の設置率は愛媛県で1位である

回答欄



みんなで一緒に考えてみよう！
答えは次のページから載っているよ。

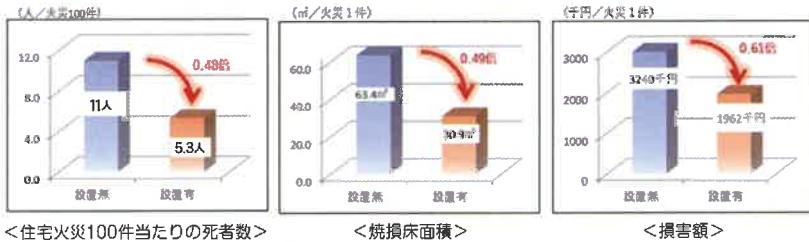


大洲地区広域消防事務組合
ホームページから申請・
届出の様式をダウンロード
できます。

<http://ozu119.jp/>

平成29年から令和元年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

*住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。



【解説】
住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に感知し、知らせてくれる優れた機器です。設置については、消防法という法律で2006年6月1日から既存住宅にも義務付けられています。統計では、住宅用火災警報器の設置により、住宅火災の死者、焼損面積及び損害が約半分になっています。

問1の答え..○

設置義務です 住宅用火災警報器



また、設置は寝室や階段であればどこでもいいというわけではありません。下の図のような場所に設置をお願いします。

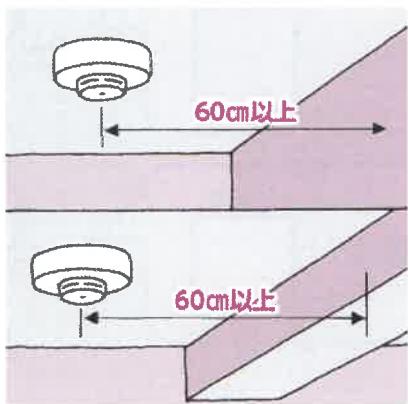
寝室が2階にある場合などでは、階段にも設置することがなっています。これは、階段が火災による煙が集まりやすい場所であるとともに、2階で就寝している方などにとつては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。すべての部屋に設置していただくのが一番いいのですが、まずは逃げ遅れによる死者を減らすため設置義務となっている場所から住宅用火災警報器を設置していきましょう。

問2の答え..×

【解説】
住宅用火災警報器の設置場所は、すべての寝室です。寝室が2階以上にある場合には階段にも設置が義務付けられています。

よく台所や居間のみに設置している方から「寝室は寝るだけで火の気もない」という意見をお聞きします。しかし、住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものであり、火災の発生件数は起きた時間帯が多い一方で、死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

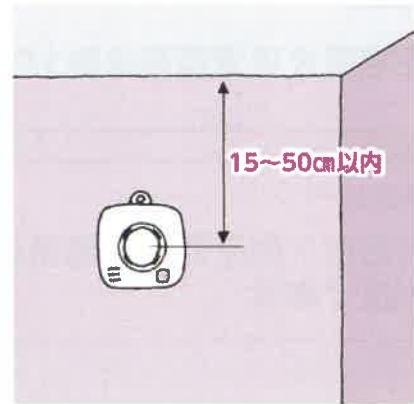
▶天井に設置する場合



注意:火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。

天井にはりがある場合には、警報器の中心から60cm以上離します。

▶壁に設置する場合



注意:エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。

注意:天井から15~50cm以内に警報器の中心がくるようにします。

問3の答え・×

【解説】

住宅用火災警報器の設置に資格は必要ありません。ホームセンターや家電量販店などで販売しています。また、一般的な住宅用火災警報器の取付けは左の図のように比較的簡単にできます。製品ごとに多少異なりますので、詳しくは取扱説明書を参照してください。

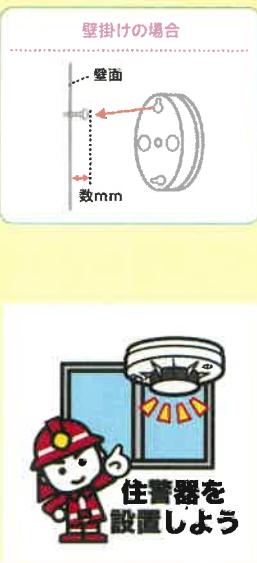
天井または壁に2つのネジで取付ける時

- ①天井又は壁に取付ベースを取付ける。
- ②住宅用火災警報器(本体)を取付ベースに合わせ、止まるまで右に回す。



壁に1つのネジで引っ掛けで取付ける時

- ①取り付けたい位置にネジを数ミリ浮かせてねじ付ける。
- ②住宅用火災警報器(本体)の取付孔をネジに引っかける。



住宅用火災警報器を取り付けたら作動試験を実施してください。

問4の答え・○

【解説】

住宅用火災警報器は、休むことなく火災を監視しています。家電製品の使用期間は7年から10年といわれており、住宅用火災警報器も同様です。

既存の住宅に設置義務づけられてから10年が経過しました。電池10年といわれております。機器の劣化も考えられますので、購入から10年が経過したものには買い替えも検討します。



確実に動作するか確認しましょう！

- ①外観を確認する。
 - ②住宅用火災警報器の動作をテストする。
- 住宅用火災警報器はボタンを押す、あるいは引きひもを引くなどにより作動試験ができます。



※試験の方法、動作の詳細は住宅用火災警報器の取扱説明書を参照してください。

問5の答え・×

【解説】

令和2年7月現在の愛媛県の住宅用火災警報器設置率は79%で、**大洲市・内子町の設置率は64%**で**県内ワースト2位**です。住宅火災による被害を少しでも減らすために住宅用火災警報器を設置しましょう。

消防署では、毎年度初めから5月末にかけて各家庭の住宅用火災警報器の設置について調査を行っています。消防職員がご家庭を訪問し、住宅用火災警報器を設置しているか、設置している場所はどこか、定期的に点検を行っているかなど確認をしております。この調査は全国で行つており、訪問する場所は無作為に抽出し訪問させていただきます。

また、火災予防運動期間中にも、各地区をまわり火の用心を呼び掛けるとともに、同様の確認も行つております。

設置率の調査結果については、7月号の広報紙で発表予定です。

連動型住宅用火災警報器ってなに？

住宅用火災警報器には、火元の作動した警報器のみ警報を行う単独型、作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行う連動型があります。連動型は有線で連動するもの、無線で連動するものがあります。

連動型は、他の部屋に居ても火災警報に気づくことができるのです。



シリーズ わが町の消防団！ No.54

【研修旅行とコミュニケーション】

内子町消防団 五十崎方面隊
天神分団 分団長 西野清志

五十崎方面隊では、2年に一度研修を兼ねた旅行を行っています。今回は新型コロナウイルス感染症の影響で参加者は前回の半数程度でしたが、昨年の11月に山口県と島根県方面に行きました。研修は山口県の岩国国防災学習館に行き、実際の水害の映像を見たり、消火訓練、地震体験をしました。

五十崎方面隊は日頃からコミュニケーションを大事にしています。何かある度に反省会を行い、意見を出し合って活動しやすい方面隊を目指しています。実際に豪雨での出動時は、LINEを使って被災箇所の状況写真を共有し、状況把握が一斉にできます。これらも普段からコミュニケーションをとっているおかげだと思います。

は、新型コロナウイルス感染症も収まり大勢の参加者が、ワイヤー、ガヤガヤと一緒に楽しい研修旅行ができる事を祈ります。



お知らせ

火の用心

当消防本部ホームページにおいて、4月以降に、組合広報紙「広域消防おおず」に関するアンケートを実施予定です。ご協力をお願いします。

■電子申請	令和3年4月9日(金)9時から
■書面申請	令和3年4月22日(木)まで
■受付期間	令和3年4月19日(月)17時まで



**令和3年度
危険物取扱者試験(第1回)**

問合せ先

■書面申請	(二財)消防試験研究センター 愛媛県支部
■電子申請	0899-932-8808 (二財)消防試験研究センター 本部 企画研究部電子申請室

お知らせ

火の用心

2月18日



内子町本川で発生した建物火災において、初期消火活動に協力していただいた中田喜美子さんへ感謝状を贈呈しました。

3月5日



大洲市消防団が公益財団法人日本消防協会の機関表彰で最高位に位置付けられる「特別表彰」とい「を受賞しました。

救急病院案内 (0893) 24-7000

曜日	病院名	電話番号
月・火	市立大洲病院	(0893)24-2151
水	加戸病院 (08:30~17:30)	(0893)44-5500
	喜多医師会病院 (17:30~08:30)	(0893)25-0535
木	大洲記念病院 (08:30~17:30)	(0893)25-2022
	市立八幡浜総合病院 (17:30~08:30)	(0894)22-3211
金・土	大洲中央病院	(0893)24-4551
日	大洲中央病院 (08:30~18:00)	(0893)24-4551
	市立八幡浜総合病院 (17:30~08:30)	(0894)22-3211

※当直病院の交替(水・木・日曜日の昼間と夜間の交替以外)は、担当曜日最後の翌朝8時30分です。

大洲喜多休日夜間急患センター

診療科目	「内科」 初期救急
診療時間	木曜 午後8時~午後11時 日曜 午後5時~午後9時 ※診療上の都合により令和3年1月25日から当分の間、診療時間等を変更しています。詳しくは、大洲市ホームページをご覧ください。
電話番号	(0893) 23-1156

令和3年4月発行 発行・編集 大洲地区広域消防事務組合
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲1034-4
代 表 24-0119 大洲消防署 24-0119
総務課 24-2666 長浜支署 52-0119
予防課 24-2667 川上支署 34-2851
警防課 24-2668 内子消防署 43-0119
小田出張所 0892-52-3292

ホームページ <http://ozu119.jp/>

カメラ



リポート